

## 平成30年6月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年6月28日（木）  
開会：午前10時 閉会：午前10時45分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
  - 5月定例会、臨時会議事録承認
  - 教育長報告
  - 議案第50号 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程の制定について
  - 議案第51号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
  - 議案第52号 大津市教科用図書選定審議会委員の解任及び任命について
  - 議案第53号 大津市社会教育委員の委嘱について
  - 議案第54号 大津市立日吉台幼稚園を廃止することについて
- 4 出席委員  
船見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者  
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、飯田教育総務課長、山崎同課指導主事、西本同課主事、杉江学校教育課長補佐、小林児童生徒支援課長、増田中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長、他谷幼児政策課長、三上同課指導監、服部保育幼稚園課長
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が6月定例会の開会を宣言  
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第52号から議案第54号までについて、非公開とすることを可決

5月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第50号 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程の制定について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第50号大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程の制定について議決を求めるものである。今回の改正は、公務能率や市民サービス向上などの公務の運営上の事情により、通常の勤務時間と異なる勤務時間及び休憩時間を割り振り、勤務させる「時差勤務」の運用を開始することに伴い、新たに規程を定めるものである。

時差勤務の対象となる業務については、1つは時差勤務により公務能率又は市民サービスの向上が図られる業務、もう1つは各種団体等との会議又は打合せ、公共事業等に係る説明会、公金等の徴収業務及び用地交渉その他相手方の都合等に応じる必要がある業務となる。

時差勤務の対象から除かれる職員は、臨時的任用職員及び嘱託職員、それから、深夜勤務及び時間外勤務を制限又は禁止されている職員となる。

時差勤務による勤務時間は、大津市訓令の別表のとおり、午前5時の開始から午後1時15分の開始まで30分単位で18パターンとなっている。なお、休憩時間は、業務上やむを得ないときは変更することが可能である。

手続きは、所属長が対象職員に1週間前までに指示するものとしているが、対象職員の同意があれば、前日までに命令すればよいとしている。

今回、教育委員会で定める規程は、これらのことを定めた「大津市職員の時差勤務に関する規程」をそのまま準用するものとなります。

【質疑】

○日渡委員 この制度はどこの制度に倣ったものか。

○飯田教育総務課長 大津市独自のものである。

○日渡委員 素晴らしい制度であると思うが、学校の職員はどうか。

○西本教育総務課主事 県費負担教職員の勤務条件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律県の条例で定めることとなっているものであり、県においては、このような制度を定める予定はないとのことであった。

○日渡委員 良い制度であるので、条例上できないというだけではなく、できないのであれば、県に働きかけることなどにより市内で働く職員に適用できるよう考えてほしい。

○丹羽教育次長 指摘のとおりであり、県へも働きかけなどをしていく。

○八田委員 説明会以外ではどういったことに活用していく予定か。

○飯田教育総務課長 児童生徒の保護者対応が事前に見込まれる場合に活用できると考えている。

○日渡委員 個人の事情で勤務時間を変更することはできないのか。

○飯田教育総務課長 フレックスタイム制度とは異なるため、個人的な事情による勤務時間の変更は認めていない。

○八田委員 早朝に時差勤務するというのはどんなケースを想定しているか。

- 西本教育総務課主事 現段階では特に想定されていないが、一応あり得るものとして規程としているものである。
- 木澤教育監 学校現場においては、勤務時間の割振りという制度がある。計画的な夜の会議や家庭訪問については、当該時間を勤務時間と認め、4週間以内の別の日に、その時間分は早く帰れるように校長の権限において割振りを行っている。
- 日渡委員 学校にもこの規程を通達した上で、市の職員は本規程でカバーし、併せて教職員にも勤務時間の割振りの制度を使って同様のことを行えることをきちんと説明すべきである。

**【採 決】** 可決

#### ○議案第51号 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

##### **【説 明】**

○飯田教育総務課長 議案第51号は、議案第50号にて可決された「大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程」に基づき、教育委員会事務決裁規程を改正することについて議決を求めるものである。従来は全て教育次長決裁としていた「所属職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間の割り振り」について、時差勤務の運用開始に伴い、同規程に定める勤務時間の割振りを行う場合には、課長決裁で可能とし、それ以外の場合のみを教育次長決裁とすることで、時差勤務を積極的に活用できるようにするものである。

##### **【質 疑】**

- 日渡委員 市費負担の学校職員は対象ではないのか。
- 飯田教育総務課長 臨時職員、嘱託職員は除くこととしている。
- 日渡委員 市費負担嘱託教職員の処分について、県費負担教職員と同じ扱いをすべきという話が出ている中で、また取り扱いの違いを作るのか。
- 飯田教育総務課長 地方公務員法上の身分が違うため、一般職員と臨時職員や嘱託職員の扱いについては、取扱いを変える必要はあり、少し研究させてほしい。
- 日渡委員 市の正規職員である用務員はどうか。
- 丹羽教育次長 市の正規職員である用務員にも必要に応じて適用できるように整理を行う。

**【採 決】** 可決

#### ○議案第52号 大津市教科用図書選定審議会委員の解任及び任命について

##### **【説 明】**

○杉江学校教育課長補佐 議案第52号大津市教科用図書選定審議会委員の解任及び任命について、教育委員会の議決を求めるものである。

平成31年度に使用する、小学校の特別の教科「道徳」を除く各教科の教科用図書、中学校の特別の教科「道徳」の教科用図書、小中学校特別支援学級で使用する一般図書の採択にあたり、大津市教科用図書選定審議会規則に基づいて、6名の方に同委員を務めていただいております。5月31日に第1回の教科用図書選定審議会を開催した。このうち、1委員より一身上の都合による辞任の申出があり、あらたに校長会から推薦を受けたものである。後任の委員の任期については、大津市教科用図書選定審議会規則第3条第2項により、教育委員会への答申を行う日までとなる。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

## ○議案第53号 大津市社会教育委員の委嘱について

### 【説明】

○押栗生涯学習課長 議案第53号大津市社会教育委員の委嘱について、教育委員会の議決を求めるものである。

平成30年7月6日に任期が満了するため、同年7月7日より新たに委員を委嘱するものである。委員の数については、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針において最小限の人数とされていること、また女性の登用という視点を持って選任をしている。

### 【質疑】

○日渡委員 社会教育委員会議の議論は活発に行われているのか。

○押栗生涯学習課長 活発である。生涯学習推進計画の立案に関する提言や、おおつ学の元となる提言もいただいている。また、「地域の次代を担う子ども達のために」と題した調査研究報告書も作成いただくなど、自主的にテーマを設定して取り組んでいただいている。

### 【採決】 可決

## ○議案第54号 大津市立日吉台幼稚園を廃止することについて

### 【説明】

○他谷幼児政策課長 議案第54号大津市立日吉台幼稚園を廃止することについて、教育委員会の議決を求めるものである。

平成28年9月大津市立幼稚園における3年保育実施の年次計画・大津市立幼稚園規模適正化に向けた実施計画に基づき、坂本幼稚園との再編を進めるべく作業してきたが、日吉台幼稚園の跡地について地元より認定子ども園の設置の要望があり、それを踏まえて認定子ども園の設置に向けて作業を進めてきたが、平成30年度に解体の実施設計を行い、平成31年度に解体工事、公募審査を行うべく、日吉台幼稚園を平成31年3月31日を以って廃止するものである。平成30年9月市議会において大津市立学校の設置に関する条例の一部改正の議案を上程する予定である。

### 【質疑】 なし

### 【採決】 可決

閉会 教育長が6月定例会の閉会を宣言